

## 第5章 若者も高齢者も安心できる年金制度の確立

公的年金制度は、現役世代の保険料負担により、その時々の高齢世代の年金給付をまかなう世代間扶養の仕組みにより運営されている。

直近の公的年金制度の状況を概観すると、適用状況に関しては、被保険者数は全体で6,731万人（2016（平成28）年度末）であり、全人口の約半数にあたる。被保険者の種別ごとに見てみると、いわゆるサラリーマンや公務員等である第2号被保険者が4,266万人（2016年度末）と全体の約6割を占めており、学生や自営業者等である第1号被保険者やいわゆる専業主婦（夫）等である第3号被保険者はそれぞれ1,575万人、889万人（2016年度末）となっている。

被保険者数の増減について見てみると、第2号被保険者は対前年比138万人増で、近年増加傾向にある一方、第1号被保険者や第3号被保険者はそれぞれ対前年比93万人、26万人減で、近年減少傾向にある。これらの要因として、後述する被用者保険の適用拡大や厚生年金の加入促進策の実施、高齢者等の就労促進などが影響を与えたと考えられる。

また、公的年金制度の給付の状況としては、全人口の約3割にあたる約4,010万人（2016年度末）が公的年金の受給権を有している。高齢者世帯に関してみれば、その収入の約7割を公的年金等が占めるとともに、約5割を超える世帯が公的年金による収入だけで生活しており、年金給付が国民の老後生活の柱としての役割を担っていることがわかる。

公的年金制度については、2004（平成16）年の年金制度改革により、中長期的に持続可能な運営を図るための財政フレームワークが導入された。具体的には、基礎年金国庫負担引上げと積立金の活用により保険料の段階的な引上げ幅を極力抑えた上で上限を固定し、その保険料収入の範囲内で年金給付をまかなうことができるよう、給付水準について、前年度よりも年金の名目額を下げずに賃金・物価上昇の範囲内で自動的に調整する仕組み（マクロ経済スライド）が導入された。

保険料の段階的な引上げについては、国民年金の保険料は2017（平成29）年4月に、厚生年金（第1号厚生年金被保険者）の保険料率は2017年9月に、それぞれ完了した。これにより、消費税率の引上げ（5%→8%）による財源を充当した基礎年金国庫負担の2分の1への引上げと合わせ、収入面では、公的年金制度の財政フレームは完成をみた。一方、給付面では、前年度よりも年金の名目額を下げないという措置は維持しつつ、未調整分を翌年度以降に繰り越して調整するように、調整ルールの見直しが行われている<sup>\*1</sup>。

2018（平成30）年度の保険料水準は、厚生年金保険料率が18.3%、国民年金保険料が16,340円となっている。一方、同年度の給付水準は、厚生年金（夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額<sup>\*2</sup>）が月額221,277円、国民年金（1人分の老齢基礎年金（満額））が月額64,941円となっており、また、マクロ経済スライドにおける未調整分の累計は▲0.3%となっている。

\*1 第1節1（1）②③マクロ経済スライドによる調整ルールの見直しを参照。

\*2 厚生年金は、夫が平均的収入（平均標準報酬（賞与含む月額換算）42.8万円）で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯が年金を受け取り始める場合の給付水準である。

### 1 公的年金制度の最近の動向について

#### (1) 年金2法案の成立

##### 1 持続可能で安定的な公的年金制度の確立

公的年金制度の持続可能性を高め、将来の世代の給付水準の確保等を図るため、短時間労働者への被用者保険の更なる適用拡大、マクロ経済スライドによる調整ルールの見直し、国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料の免除、賃金が物価よりも低下する場合に、賃金の低下に合わせて年金額を改定するルールの導入等を内容とする「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第114号。以下「持続可能性向上法」という。）が第192回国会において成立した。

また、無年金者をできる限り救済すると同時に、納付した年金保険料を極力給付に結びつける観点から、老齢基礎年金等の受給資格期間を25年から10年に短縮する措置を消費税率の10%への引上げ時から2017（平成29）年8月1日に改める「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第84号。以下「年金受給資格期間短縮法」という。）が第192回国会において成立した。

##### 2 近年の制度改正の施行状況について

###### ①年金受給資格期間の25年から10年への短縮

年金受給資格期間短縮法により、これまで保険料の納付期間や納付を免除された期間等が25年に足りず、年金を受け取ることができなくなった方についても、保険料納付済期間等が10年以上あれば新たに年金の受給対象となり、2017年10月から年金が支給された。これにより年金が支払われた者は、2018（平成30）年3月までで約51.8万人となっている。

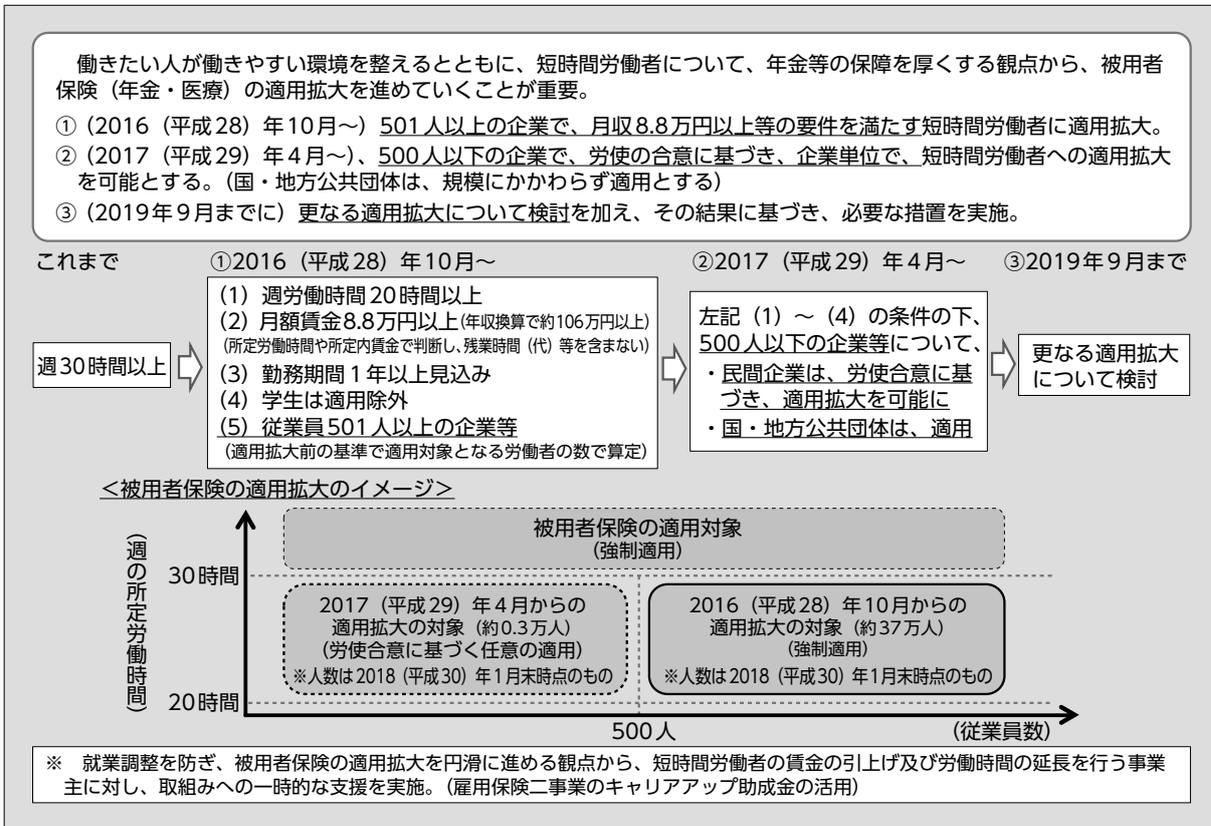
###### ②短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進（2017年4月施行）

2016（平成28）年10月から、従業員数が501人以上の企業において、週に20時間以上働く等の一定の要件を満たす短時間労働者を対象に被用者保険の適用拡大が実施されているが、適用拡大をより一層進める観点から、従業員数が500人以下の中小企業で働く短時間労働者についても、労使間での合意を前提に、企業単位で適用範囲を拡大した。この改正により、2018年1月現在、501人以上の企業において約37万人が、500人以下の企業で約0.3万人が、新たに被用者保険の加入者となっている（**図表5-1-1**）。

働きたい人が働きやすい環境を整えるとともに、短時間労働者に対する年金などの保障を厚くする観点から、被用者保険（厚生年金保険・健康保険）の適用拡大を進めていくことは重要である。短時間労働者が被用者保険に加入することにより、将来受け取る年金が増えることに加え、障害がある状態になった場合なども、より多くの年金を受け

取ることができるほか、医療保険においても傷病手当金や出産手当金を受け取ることができるといったメリットもある。これらの内容等について、リーフレット等を活用し、引き続き周知・広報に取り組んでいく。

図表5-1-1 短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進



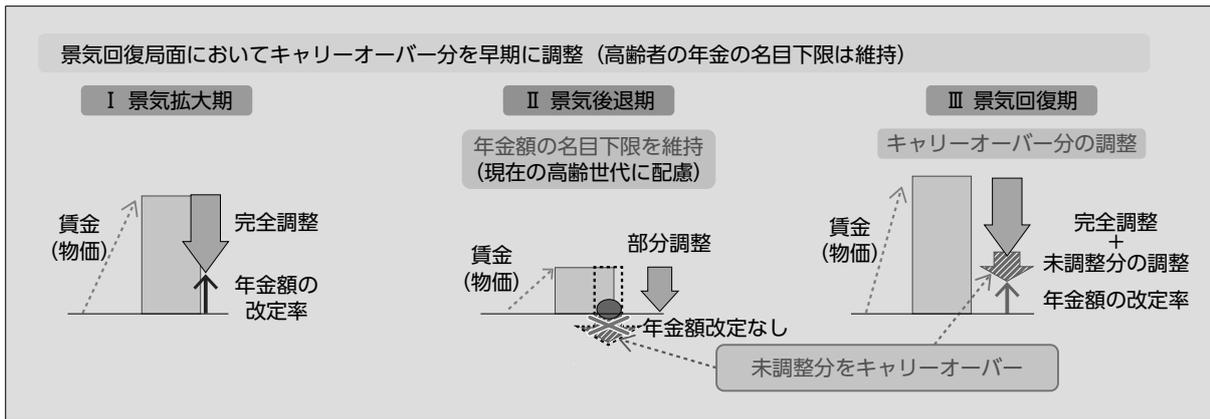
③マクロ経済スライドによる調整ルールの見直し (2018年4月施行)

マクロ経済スライドは、少子高齢化が進む中で、現役世代の負担が過重なものとならないように、保険料の上限を固定し、その限られた財源の範囲内で年金の給付水準を徐々に調整する仕組みとして導入されたものであり、賃金・物価がプラスの場合に限り、その伸びを抑制する形で年金額に反映させるものである。マクロ経済スライドによる調整をより早く終了することができれば、その分、将来年金を受給する世代(将来世代)の給付水準が高い水準で安定することになる。

このため、マクロ経済スライドによる調整をできるだけ早期に実施するために、現在の年金受給者に配慮する観点から年金の名目額が前年度を下回らない措置(名目下限措置)は維持しつつ、賃金・物価上昇の範囲内で、前年度までの未調整分(キャリアオーバー分)を含めて調整することとした(図表5-1-2)。

2018年度の年金額改定については、2017年度から据え置きとなり、未調整分の0.3%が翌年度以降に持ち越された。

図表5-1-2 マクロ経済スライドによる調整ルールの見直し（2018年4月施行）



④国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除（2019（平成31）年4月施行予定）

次世代育成の観点から、国民年金第1号被保険者の産前産後期間（出産予定月の前月から出産予定月の翌々月までの4か月間）の保険料を免除することとし、免除期間については満額の基礎年金を保障することとしている。年間約20万人の方が対象となる見込みであり、この費用については、国民年金第1号被保険者全体で負担し支え合う観点から、国民年金の保険料が月額100円程度引き上げられる（図表5-1-3）。

図表5-1-3 国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除（2019年4月施行予定）

○ 次世代育成支援のため、国民年金第1号被保険者の産前産後期間（出産予定日の前月から4か月間）の保険料を免除し、免除期間は満額の基礎年金を保障する。（対象者：年間20万人程度の見込み）【平成31年4月施行】

○ この財源として、国民年金保険料を月額100円程度引上げ、国民年金の被保険者全体で対応する。

国民年金	【保険料負担】	【年金給付】
全額納付者	国庫負担分 1/2	国庫負担分 1/2 保険料分 1/2
【現行の免除制度】 （全額免除の場合）	（免除）	国庫負担分 1/2 （なし）
産前産後期間の 保険料免除者	（免除） （世帯所得にかかわらず免除対象）	国庫負担分 1/2 保険料分 1/2
		第1号被保険者全体で負担 （月額100円程度の追加負担）
参考：厚生年金		
【産休免除】	（免除）	国庫負担分 1/2 保険料分 1/2
【3号被保険者】	（なし）	国庫負担分 1/2 保険料分 1/2
		厚生年金 全体で負担

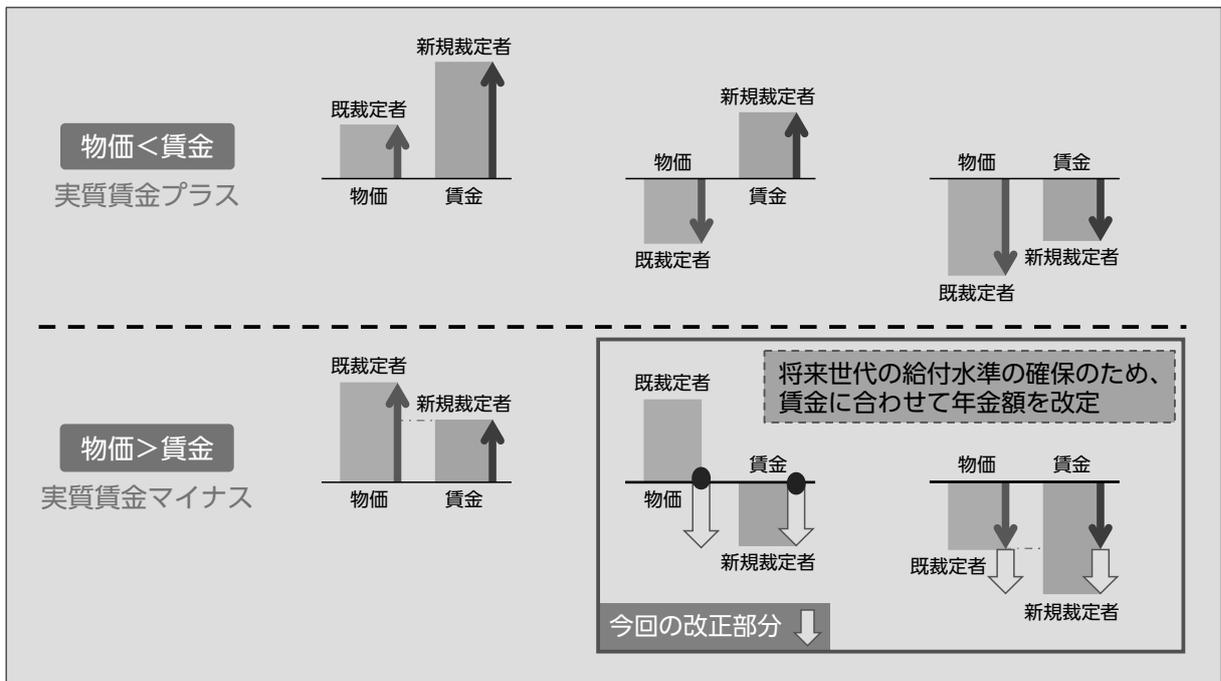
⑤賃金の低下に合わせた年金額の改定ルールの見直し（2021年4月施行予定）

少子高齢化が進む中で、現役世代の負担が過重なものとならないよう、現役世代の負担能力を示す賃金の変動する範囲内で年金額を改定するという基本的な考え方に立っ

て、これまでも制度改正に取り組んできており、2004（平成16）年の年金制度改革では、賃金が物価ほどには上昇しない場合には、物価変動ではなく賃金変動に合わせて年金額を改定するルールを導入していた。しかしながら、賃金が低下する場合には、こうした考え方が徹底されていなかったため、過去10年余りのデフレ経済の下で賃金が低下した一方で、年金額はこの賃金の低下に連動しなかった。この結果、現役世代の賃金に対する年金受給者が受け取る年金の比率が従来よりも上昇する一方で、現役世代が将来受け取る年金の比率は従来よりも低下することが、財政検証の結果により明らかとなった。

このため、将来年金を受け取る世代の給付水準を確保する観点から、賃金が物価よりも低下する場合に、賃金の低下に合わせて年金額を改定するようルールを見直すこととした。なお、この見直しについては低所得・低賃金の方に対する最大年6万円の年金生活者支援給付金を2019年10月までに実施した後に施行することとしている（図表5-1-4）。

図表5-1-4 賃金の低下に合わせた年金額の改定ルールの見直し（2021年4月施行予定）



## (2) 今後の公的年金制度の改革について

公的年金制度の改革については、持続可能性向上法の検討規定にもあるとおり、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（平成25年法律第112号）において課題として規定された、マクロ経済スライドの見直し、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、高齢期の就労と年金受給の在り方、高所得者の年金給付の見直しについて検討していく必要がある。

特に、被用者保険の適用拡大については、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」（平成24年法律第62号）において、2019年9月末までに検討を行うこととされている。また、高齢期の年金受給の在り

方については、「高齢社会対策大綱」（平成30年2月16日閣議決定）において、65歳より後の受給を選択する繰下げ制度について、積極的に制度の周知に取り組むとともに、70歳以降の受給開始も選択可能とするなど、年金受給者にとってより柔軟で使いやすいものとなるよう制度の改善に向けた検討を行うほか、在職老齢年金については、高齢期における多様な就業と引退への移行に弾力的に対応する観点から、年金財政に与える影響も考慮しつつ、制度の在り方について検討を行うこととされた。

今後は、2019年までに予定されている財政検証を踏まえ、次期制度改正に向けた検討を社会保障審議会年金部会等で行っていくこととしており、現在、財政検証の前提となる経済前提等について、専門委員会において議論を進めている。

### (3) 年金積立金の管理・運用

#### ① 年金積立金の管理・運用の考え方

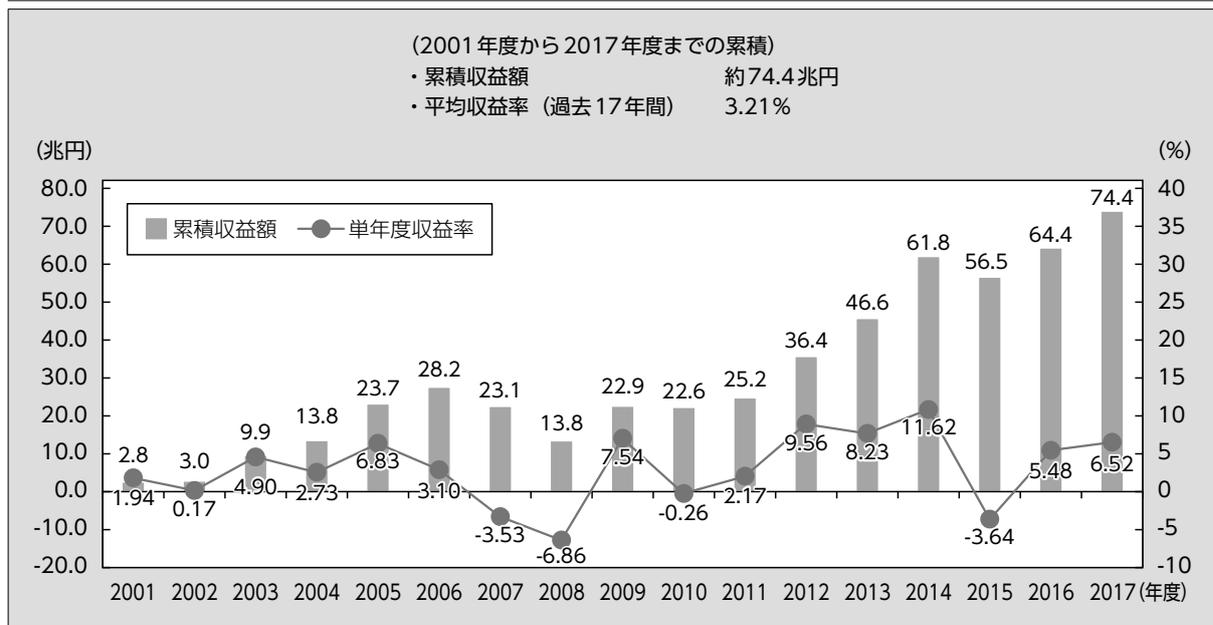
年金積立金は、国民の皆様からお預かりした保険料の一部を積み立て、積立金として長期的な観点から安全かつ効率的に運用し、将来の年金給付に充てることにより、年金財政を安定化させる役割を担っている。年金積立金の運用は、年金給付費が基本的に名目賃金上昇率に連動して増減するため、これに対応した実質的な運用利回り（名目運用利回り－名目賃金上昇率）を最低限のリスクで確保することが重要である。2014（平成26）年財政検証では複数の経済前提が設定され、各ケースに対応できる長期の実質的な運用利回りとして1.7%が示された。この年金積立金は、厚生労働大臣が運用に特化した専門の法人である年金積立金管理運用独立行政法人（以下「GPIF」という。）に寄託することにより管理・運用されている。

GPIFは、厚生労働大臣から示された中期目標を達成するために、基本的な資産の構成割合（基本ポートフォリオ）を含む中期計画や、運用の具体的な方針を策定し、これらに基づき、年金積立金を国内外の資産に分散して投資することにより、管理・運用を行っている。これらの資産運用は、公募により選定された内外の優れた民間の運用受託機関（信託銀行や投資顧問会社）に委託して行うほか、国内債券等の一部の資産については自家運用により行っている。

#### ② 直近の運用状況について

年金積立金の運用状況については、長期的な観点から評価することが必要であるが、透明性を確保する観点から、GPIFは四半期ごとに運用状況を公表している。また、年金積立金の一部は、年金給付等の資金繰り上必要な資金として年金特別会計において管理し、財政融資資金への預託による運用を行っている。これらを合計した年金積立金全体の運用実績は、厚生労働大臣が自主運用を開始した2001（平成13）年度から2017（平成29）年度までの累積で約74.4兆円の収益額となっており、収益率で見ると名目賃金上昇率を平均で約3.4%上回り、年金財政に貢献しているといえる（図表5-1-5）。

図表5-1-5 年金積立金の運用実績（2001年度以降（自主運用開始））



### 3 最近の年金積立金の運用に係る議論等について

年金積立金の運用に対する国民の信頼を一層高めるため、GPIFのガバナンス体制の強化を図るべく、持続可能性向上法において、2017（平成29）年10月から、GPIFに9名の外部有識者とGPIF理事長からなる経営委員会を設置し、基本ポートフォリオ等の重要な方針に係る意思決定や執行部の業務に対する監督を行うこととする等の見直しを行った。

また、GPIFにおいては、中長期的な収益の確保に資するとの考え方等に基づき、運用受託機関を通じた「建設的な対話」（エンゲージメント）の促進、ESG投資<sup>\*3</sup>を含むスチュワードシップ活動に取り組んでいる。

## 2 私的年金制度の最近の動向について

### (1) 私的年金制度の役割

私的年金制度は、確定給付企業年金、企業型確定拠出年金、個人型確定拠出年金（iDeCo）、国民年金基金等の総称であり、公的年金と相まって高齢期における所得を確保するため、国民の自助努力を支援する制度である。少子高齢化の進展、産業構造の変化、ライフコースの多様化等の社会経済情勢が変化する中で、私的年金はますます重要性を増している。私的年金の加入率の向上を図るため、今まで以上に利用しやすい確定拠出年金制度や確定給付企業年金制度の整備に向けた取組みを進めている。

### (2) 確定拠出年金制度及び確定給付企業年金制度の見直しについて

確定拠出年金制度については、柔軟な掛金拠出を可能にする拠出規制の年単位への見直しを2018（平成30）年1月より可能としたほか、中小企業でも実施しやすい簡易型確定拠出年金、企業年金を実施できない事業主でも従業員の高齢期の所得確保を支援できるよ

\*3 E（Environment）、S（Social）、G（Governance）の要素を考慮した投資

うにする中小事業主掛金納付制度が2018年5月より開始された。加えて、加入可能範囲が拡大したiDeCoについて更なる普及を図るため、各種広報媒体を活用した周知・広報を引き続き行っている。

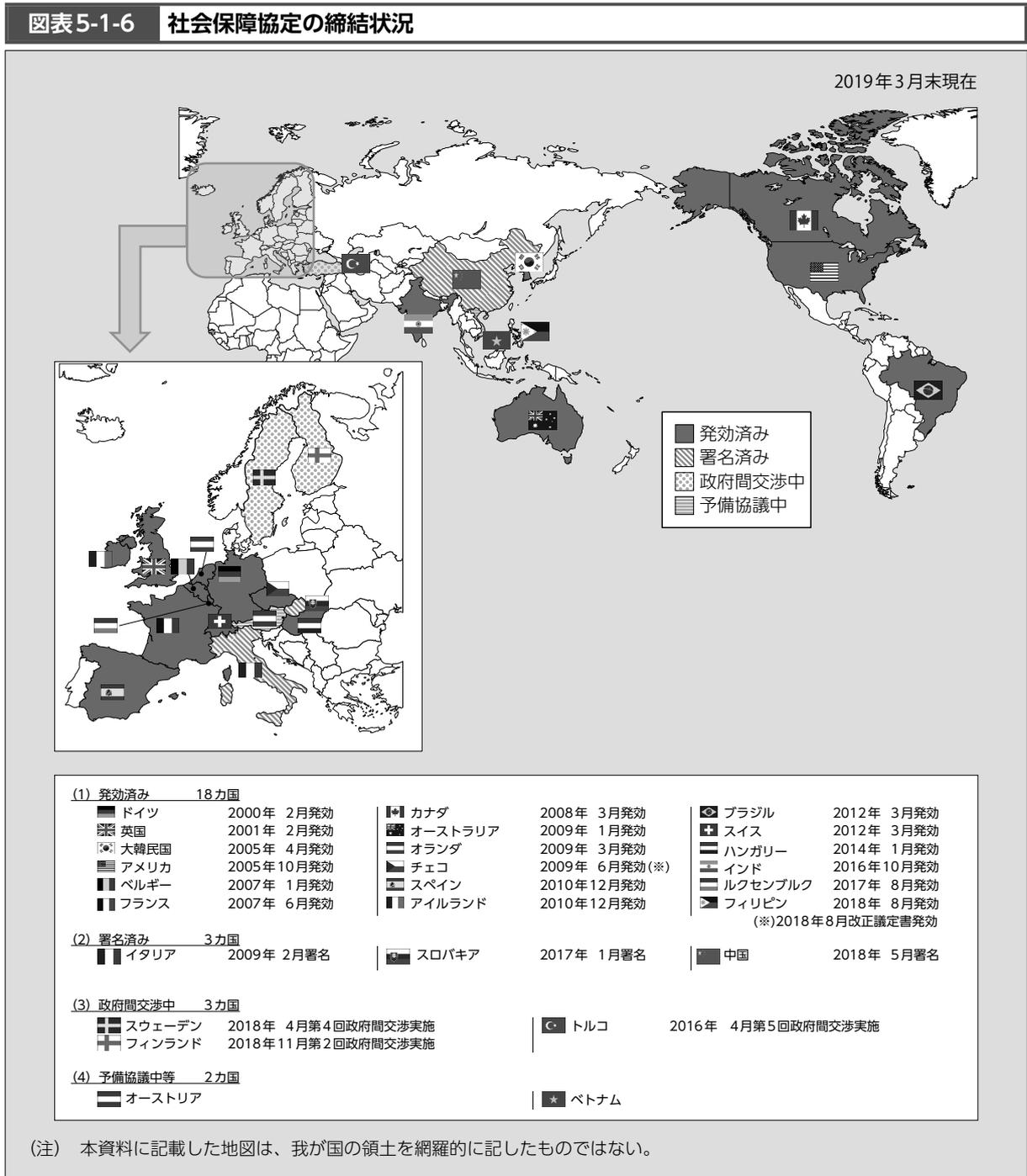
また、確定給付企業年金制度については、ガバナンスの向上を通じて企業年金制度の健全な運営が可能な環境を整備するため、総合型確定給付企業年金のガバナンス強化、運用の基本方針と政策的資産構成割合の策定の義務化、資産運用ガイドラインの見直しを行い、一部を除き2018年4月より施行された。

これらの私的年金制度の見直しにより、私的年金の普及・拡大と制度の適切な運営を図るとともに、高齢期に向けた個人の継続的な自助努力の支援に取り組んでいくこととしている。

### 3 国際化への対応

海外在留邦人等が日本と外国の年金制度等に加入し保険料を二重に負担することを防ぎ、また、両国での年金制度の加入期間を通算できるようにすることを目的として、外国との間で社会保障協定の締結を進めている。2000（平成12）年2月にドイツとの間で協定が発効して以来、2018（平成30）年8月のフィリピンとの間の協定に至るまで、現在、18か国との間で協定が発効している。また、現在、中国、スロバキア等と協定が発効に向けた準備を進めるとともに、スウェーデン、フィンランド、トルコ等と協定の締結に向けた交渉・協議を行っている。さらに、協定の締結に向けた交渉の可能性を検討するための協議をベトナムと開始したところである（図表5-1-6）。

図表 5-1-6 社会保障協定の締結状況



第5章 若者も高齢者も安心できる年金制度の確立

我が国が社会保障協定を締結するに当たっては、相手国の社会保障制度における一般的な社会保険料の水準、その相手国における在留邦人や進出日系企業の具体的な社会保険料の負担額などの状況、我が国の経済界からの具体的要望の有無、我が国とその相手国との二国間関係や社会保障制度の違いなどの様々な点を総合的に考慮した上で、優先度が高いと判断される相手国から順次締結交渉を行うこととしている。今後とも、政府として、社会保障協定の締結に向けた取組みを一層推進していくこととしている。

## 第2節 公的年金の正確な業務運営

### 1 日本年金機構と年金業務運営

#### (1) 日本年金機構について

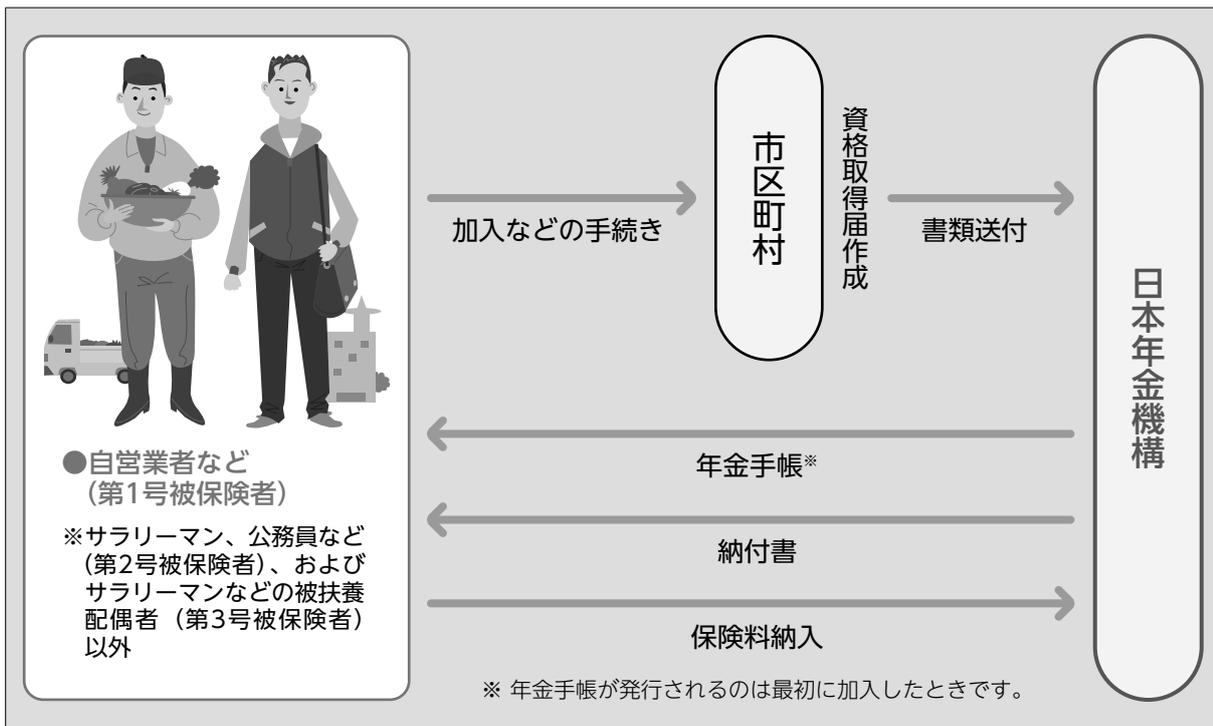
2010（平成22）年1月1日、旧社会保険庁が廃止され、政府が管掌する公的年金事業の運営を担う非公務員型の公法人である日本年金機構が設立された。

日本年金機構は、厚生労働大臣の監督の下、国と密接な連携を図りながら公的年金事業に関する業務運営を行うことにより、公的年金事業及び公的年金制度に対する国民の皆様の信頼を確保し、もって国民生活の安定に寄与することを目的とし、2010年1月に厚生労働省が定めた第1期中期目標（対象期間：2010年1月11日から2014（平成26）年3月31日までの4年3か月間）並びに日本年金機構が策定した中期計画及び各年度の年度計画に基づいて計画的に業務を行ってきた。2014年度からは、第2期中期目標（対象期間：2014年4月1日から2019（平成31）年3月31日までの5年間）及び中期計画に基づいて業務を実施している。

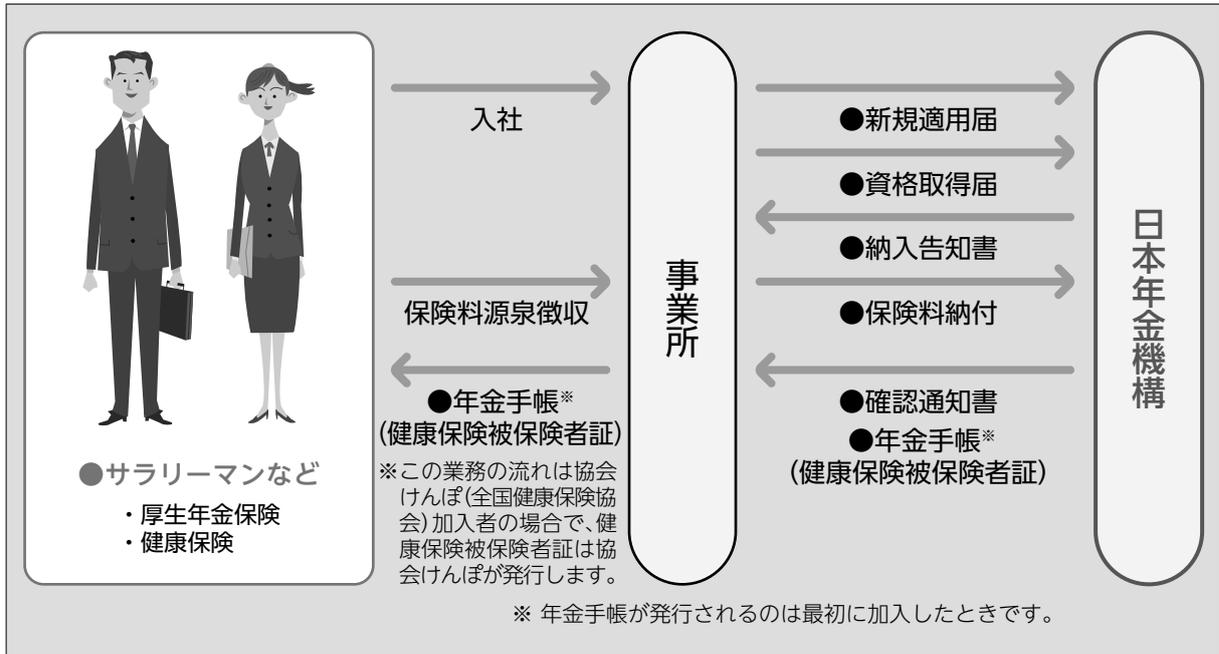
#### (2) 日本年金機構の取組み

日本年金機構においては、年金の適用、保険料の徴収、年金の給付、年金記録の管理、年金相談という一連の業務を正確かつ確実に遂行するとともに、提供するサービスの質の向上を図ることを基本的な役割としている（図表5-2-1、図表5-2-2）。

図表5-2-1 国民年金の加入・徴収業務の流れ



図表5-2-2 厚生年金保険・健康保険の加入・徴収業務の流れ



### 1 国民年金の保険料納付率向上と厚生年金の適用促進

国民年金保険料の納付率は、2005（平成17）年度の72.4%<sup>\*4</sup>から年々低下傾向にあった。このため、市場化テストにより納付督促や免除等勧奨業務を受託する事業者との連携強化、口座振替やクレジットカード納付、コンビニでの納付の促進等による保険料を納めやすい環境づくりなど、保険料の収納対策の強化に取り組んできたところである。2011（平成23）年度以降は上昇傾向にあり、2015（平成27）年度の納付率は、対前年同期差+1.0ポイントの73.1%<sup>\*4</sup>となった。

2017（平成29）年度においては、控除後所得300万円以上かつ未納月数13月以上（控除後所得が350万円以上である場合、未納月数は7月以上）の全ての滞納者に対する督促の実施（督促状を送付し、指定期限内の納付を促しても納付がない場合には、財産差押等の手続に入る。）に取り組んだほか、悪質な滞納者に関する厚生労働省から国税庁への強制徴収委任制度の活用など、収納対策の強化を図った。

督促の範囲については、所得などによって一定の基準を設けながら段階的に拡大を図ることとしており、2018（平成30）年度を目途に、免除等に該当する低所得者などを除いた全ての滞納者への督促を目指し、2018年度より、控除後所得300万円以上かつ未納月数7月以上の滞納者を対象に実施することとした。

厚生年金保険の適用促進については、雇用保険情報や法務省からの法人登記簿情報の提供に加え、国税庁から提供されている法人の源泉徴収義務者情報を活用し適用すべき事業所を把握するとともに、把握した事業所へ加入指導を行うことで、適用に結びつけているところである。2017年度からは、事業所の規模に応じて、計画的な適用促進対策を進めるとともに、地方自治体等が行う新規営業許可申請時等に社会保険の加入状況を確認し、仮に本来加入すべき事業所が加入していない場合には、その情報提供に基づき加入勧奨を行うことにより、2017年度においては、約9.9万事業所を適用したところである。

\*4 国民年金保険料は過去2年分の納付が可能であり、上記の数値は過年度に納付されたものを加えた納付率（最終納付率）。

2018年度においても、引き続きこれらの取組みを着実に進めている。

## 2 年金給付や年金相談業務の改善

年金の給付については、年金請求書を受け付けてからお客様に年金証書が届くまでの標準的な所要日数をサービススタンダードとして定め、達成率90%以上を維持するよう取り組んでいる。このほか、年金受給にできる限り結び付けていくための取組みとして、受給者の申請忘れ・申請漏れを防止するため、年金支給年齢に到達する直前に、年金請求書を本人宛に送付することや、69歳到達時に受給資格期間を満たしながら年金請求を行っていない方に対して、年金請求を促すためのお知らせを送付すること等を行っている。

年金相談については、年金事務所等における待ち時間の短縮や平日昼間に相談できない方への相談時間の確保を図るため、毎週月曜日の受付時間延長、毎月第2土曜日の開所とともに、全ての年金事務所における予約制の実施、混雑時の相談ブースの増設や年金給付専門職の配置等の対策に取り組んでいる。

お客様の声を反映させる取組みとして、各年金事務所への「ご意見箱」の設置、ホームページ上に「日本年金機構へのご意見、ご要望」コーナーの設置、「お客様満足度アンケート調査」等の実施など、お客様目線に立った業務改善に向けた取組みを行っている。

また、日本年金機構の毎年度の事業実績、お客様サービス向上の取組み、予算・決算などの情報をわかりやすくお客様に提供するため、毎年、年次報告書（アニュアルレポート）を作成している。

## 3 システムの改善や「ねんきんネット」の利用促進等

### ① システムの改善による利便性向上とコスト削減に向けた取組み

公的年金関係の手続きは、紙による申請の他、CD・DVDによる媒体申請、電子政府の総合窓口e-Govによる電子申請が可能となっている。特に電子申請については、年金事務所等へ出向く必要がなく、時間を気にせず24時間いつでもどこからでも手続きが可能となることから、近年、利用が増加傾向にある。このため、日本年金機構では、電子申請の更なる利用促進に務めている。

また、国民年金・厚生年金保険等の被保険者の適用、各種保険料の徴収、年金給付等の各種給付等に使用する社会保険オンラインシステムについては、年金機構への届書の処理に要する期間の短縮・処理遅延の防止、ペーパーレス化、運用コストの削減などを目的として、その刷新に向けた取組みを行っている。

### ② 「ねんきんネット」の機能改善と利用促進

2011（平成23）年2月から、日本年金機構において、ご自身の年金記録の確認などをパソコンやスマートフォンで24時間いつでも手軽に確認できる「ねんきんネット」のサービスを提供している。

「ねんきんネット」では、お客様サービスの向上を図るため様々な機能を提供しており、現在と今後の職業や収入、期間等について一定の条件を設定した場合における将来受け取る年金の見込額の試算や、電子版の通知書の閲覧、原本が必要な場合における通知書の再交付申請などを行うことができる。

「ねんきんネット」は、パソコンやスマートフォンから日本年金機構のウェブサイト ([http://www.nenkin.go.jp/n\\_net/](http://www.nenkin.go.jp/n_net/)) にアクセスし、登録を行うことで利用が可能となり、「ねんきんネット」のユーザーID取得者数は、2019年3月末現在、506万人となっている。

#### 4 年金広報の取組み

##### ① 若年者向け年金セミナー等の実施

年金制度の意義や内容の正しい理解を普及し、制度加入や保険料納付に結び付けるため、地域、企業、教育の場などにおいて、年金事務所による高校、大学等での年金セミナーの実施や地域の関係団体とも連携した周知・啓発活動の実施など、地域に根ざした活動に取り組んでいる。

##### ② 「年金の日」における啓発活動等の推進

厚生労働省では、『国民お一人お一人、「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日』として、2014（平成26）年から「11月30日」（「いいみらい」の語呂合わせ）を「年金の日」と定め、その趣旨に賛同いただいた28の金融関係団体等と協働して、イベントの開催等により、

- ・「ねんきんネット」等を利用して年金記録や年金受給見込額を確認していただくこと
- ・高齢期に備え、その生活設計に思いを巡らすこと

を呼びかけている。

また、日本年金機構において11月を「ねんきん月間」と位置づけ、国民の皆さまに公的年金制度に対する理解を深めていただくため、公的年金制度の普及・啓発活動を展開し、全国各地で年金出張相談等を実施しており、この取組みの一環として、公的年金をテーマにエッセイを募集している。

今後も、「年金の日」をはじめとする様々な機会をとらえて、更なる利用者の拡大を図るための周知を行い、ご自身による年金記録確認の推進を図ることとしている。

#### 5 振替加算の総点検とその対応について

振替加算は、配偶者（夫）の老齢厚生年金又は障害厚生年金に受給権者（妻）に係る加給年金が加算される場合に、妻が65歳に達したときに、夫の加給年金を妻に支給する老齢基礎年金に振り替えて加算する制度である。

この振替加算については、正しく加算がなされていない事案が近年増加していたため、日本年金機構において、配偶者の加給年金が終了している一方で振替加算が開始されていない夫婦の事例を総点検し、支給漏れ又はその可能性のあるケースを抽出し、発生要因の分析を行うとともに、対応策を講じることとし、その総点検の結果を2017年9月13日に開催された社会保障審議会年金事業管理部会において公表した。

総点検の結果、約10.6万人の方の振替加算の支給漏れが判明し、支給漏れ分の支払いを2017年11月に行った。また、同様の事例が起こらないよう再発防止策を講じた。

## 6 年金給付に係る事務処理誤り等の総点検について

日本年金機構では、振替加算の支給漏れに係る公表を契機として、「年金給付適正化プロジェクトチーム」を設置し、総点検を行い、その結果を2017年12月20日に開催された社会保障審議会年金事業管理部会において公表した。

具体的には、①事務処理誤りの総点検（日本年金機構設立以来、公表してきた年金給付に影響する事務処理誤り全件（10,902件）を点検）、②「お客様の声」の総点検（2014年度以降の年金給付に関するお客様の声全件（6,068件）を点検）、③リストの総点検（系統的に処理できない場合や確認が必要な場合に年金給付システムから出力されるリストの全種類（1,065種類）を点検）を行った。

①事務処理誤りの総点検では、類似の事務処理誤りを事象ごとにまとめて分類した結果、日本年金機構設立以降の累計件数が10件以上のものが33事象あったが、系統的な再発防止の実施や法令改正により新規に対象者が発生しないものが15事象、システムで事後的に対象者を特定することが可能であり、定期的な点検により再発防止を図ることができるものが9事象あった。この24事象については、事象別に抽出プログラムを作成して、同種の事案の対象者に個別に連絡を行い必要な対応を実施することとしている。お客様の情報が必要で系統的な対応が困難な9事象については、受給者に対する各種通知の発送時に制度の周知を行うなど適切に対応することとしている。②「お客様の声」については、これまでもサービス改善・業務改善に活用してきたが、総点検後は、事務処理誤りの早期発見と再発防止の観点からも分析をすることとした。③リストの出力件数は年間257万件であったが、総点検後は、リスト総量の削減・効率化を進めるとともに、リスト処理に係るマニュアルの整備を行うこととしている。

## 7 年金の源泉徴収について

日本年金機構は、所得税法の規定に基づき、所得税等が課税される年金（老齢年金）について、受給者から提出のあった「扶養親族等申告書」の申告内容を基に、例年、所得税等の源泉徴収を行っている。

申告書の提出があつたにもかかわらず、日本年金機構の委託事業者における入力漏れ（約7.9万人）、入力誤り（7万人）により、2月支払いにおいて本来支払われるべき年金額が正しく支払われなかった方がいたため、4月支払い等において、お詫び状を送付するとともに、必要な年金額の調整をした。また、再発防止に向けて、外部の専門家による「日本年金機構における業務委託のあり方等に関する調査委員会」において検証し、業務委託のあり方の見直し方針を策定するなど取組みを進めた。

なお、2018年においては、税制改正等に伴い、扶養親族等申告書の記載項目に変更があつたことを踏まえ、申告書の様式を変更したところ、年金受給者の方々に御理解いただくことが難しくなった。結果として、申告書が未提出となっている方が多くなったことから、未提出の方に対して4月にお知らせとわかりやすい申告書様式を送る対応を行った。

## 8 障害年金について

障害基礎年金や障害厚生年金等の障害等級は、「国民年金・厚生年金保険 障害認定基準」に基づいて認定されているが、精神障害及び知的障害の認定において、地域によって

認定に差が生じていることが確認された。

こうしたことから、精神障害及び知的障害の認定が当該障害認定基準に基づいて適正に行われ、地域差による不公平が生じないように、厚生労働省にて開催した「精神・知的障害に係る障害年金の認定の地域差に関する専門家検討会」における議論を踏まえ、「国民年金・厚生年金保険 精神の障害に係る等級判定ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）等を策定し、2016（平成28）年9月より実施している。

ガイドラインを用いた認定の流れとしては、まず、主治医が作成する診断書に記載された日常生活状況等の生活上の困難度合いによって定まる「等級の目安」を認識した上で、等級判定に当たり考慮することが妥当なものとして例示される生活環境等の「考慮すべき要素」を考慮し、さらに、それ以外の事項についても、診断書や本人又は家族等が記載する書類から認識して、総合的に判定することとしている。

なお、施行後3年（2019年）を目途に、ガイドラインに基づく認定状況について検証を行い、必要に応じてガイドラインの見直し等を検討することとしている。

また、日本年金機構本部及び事務センターで行っている障害年金の審査事務については、2016年10月に障害年金センターを設置し、2017年4月より審査を集約し、全国一体的な審査体制を確保している。

## 9 情報セキュリティ対策の推進

2015（平成27）年6月1日に公表した、日本年金機構における外部からの不正アクセスによる情報流出事案をきっかけとして、厚生労働省及び日本年金機構においては情報セキュリティ対策の強化に取り組んでいる。

具体的には、厚生労働省において、2015年9月18日に取りまとめた「情報セキュリティ強化等に向けた組織・業務改革」に基づく再発防止策に取り組むとともに、日本年金機構においては、2015年12月9日に策定した業務改善計画に基づき、2016年度から3年間を集中取組期間と位置付け、業務改善計画に基づく改革を進めている。この中で、情報セキュリティ対策の強化については、

- ・情報管理対策本部や機構CSIRT（シーサート）などの設置
- ・年金個人情報に対して攻撃が及ばないシステムとするため、独立したインターネット環境を構築し、年金個人情報を管理・運用する領域を基幹システムに限定
- ・情報セキュリティポリシーの整備、情報セキュリティ研修の実施、監査体制の整備などの、組織面、技術面、業務運営面のそれぞれについての対策を講じており、国民の重要な年金個人情報を安全かつ適切に取り扱うための取組みが進められている。

## 2 年金記録問題への取組み

年金記録問題については、2007（平成19）年7月に年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会で決定した「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」を踏まえ、日本年金機構と密接に連携しながら、様々な取組みを進めてきた。

その結果、ご本人に記録を確認していただく「ねんきん特別便」等の送付により、約5,095万件の未統合記録について、約3,212万件（2018（平成30）年9月現在）の記録が解明された。

これまでの対応や同報告書の提言を踏まえ、「政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第64号。以下、「年金事業運営改善法」という。）において、年金記録が誤っている場合の訂正請求手続の創設、事務処理誤りにより保険料納付ができなかった者についての事後的救済手続の創設等が行われた。

### (1) 更なる未解明記録の解明のための取組み

更なる未解明記録の解明に向けた取組みとして、「紙台帳とコンピュータ記録の突合せ」等により判明した記録のお知らせに未回答である受給者に対して、2015（平成27）年度末までに文書、電話及び訪問による勧奨（個別アプローチ）を実施し、これに対して回答のあった方の記録確認及び記録訂正を行った。

また、過去に年金事務所に相談に来られた際には記録を発見できなかった方に対するサンプル調査を2015年から2016（平成28）年にかけて実施し、本人のものと確認できた未解明の記録（未統合記録）が判明したケースごとに分類を行った上で、その費用対効果が高いケース等について、2017（平成29）年より再調査を実施している。

さらに、2017年8月から開始された受給資格期間の短縮に係る制度周知と併せて、文書により未統合記録の確認の呼びかけを実施、加えて2018（平成30）年より「ねんきん特別便（名寄せ特別便）」等の未回答者に対する未統合記録のお知らせ通知を送付している。

### (2) 基礎年金番号の整備

年金記録を正確に管理するためには、一人に対して一つの基礎年金番号を確実に付番し、適切に管理する必要がある。

基礎年金番号の重複付番の発生を防止するため、資格取得届において基礎年金番号の記載がなく、かつ、対象者の氏名、性別及び生年月日と一致する記録に対応する基礎年金番号が既に存在すると考えられる場合は、仮基礎年金番号の付番により別管理し、照会票により本人確認を行った上で、基礎年金番号を付番するという取組みを行っている。

2014（平成26）年10月からは、事業主の協力を得て、資格取得届において住民票住所を記載いただき、本人の住民票コードを確認することで、基礎年金番号の重複付番の新規発生防止を図っている。

### (3) ご自身による年金記録確認の推進

年金記録は、国（日本年金機構）において正確な管理を徹底するとともに、ご本人自身にも確認いただき、なるべく早い時点で記録の「もれ」や「誤り」を申し出ていただくことも重要である。

そのため、国民年金・厚生年金保険の全ての現役加入者の方に対し毎年誕生月に「ねんきん定期便」を送付しており、年金加入期間、年金見込額、保険料納付額のほか、最近の月別状況として直近1年間の国民年金の納付状況や厚生年金保険の標準報酬月額等をお知らせしている。また、節目年齢（35歳、45歳、59歳）の方には封書形式で全ての加入記録をお知らせし、ご本人に年金記録をチェックしていただいている。一方、「ねんきんネット」では、ご自身の年金記録の「もれ」や「誤り」を見つけやすいよう、年金に加入

していない期間や標準報酬月額の変動など、確認すべきポイントについてわかりやすく表示している（図表5-2-3）ほか、自身の年金記録の確認だけでなく、持ち主がわからない未統合記録を検索することができる（図表5-2-4）。

図表5-2-3 「ねんきんネット」のイメージ図

1-1 各月の年金記録の情報

各月の年金記録を表示しております。  
各月の年金記録を押すとそれぞれ詳細画面を表示することができます。(別ウィンドウで開きます)

[+]各月の年金記録の見方を表示する

年度	年齢	各月の年金記録の情報											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成15年度	20歳	/	/	/	/	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年
平成16年度	21歳	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年
平成17年度	22歳	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年
平成18年度	23歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
平成19年度	24歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
平成20年度	25歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
平成21年度	26歳	船保	船保	船保	船保	船保	重複	重複	重複	厚年	厚年	厚年	厚年
平成22年度	27歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年

※ 赤色等の強調表示をご確認いただき、問題が無ければ【強調表示しない】ボタンを押すことにより、強調表示を消去して表示させることができます。

図表5-2-4 「ねんきんネット」のイメージ図

### 「持ち主不明記録検索」の概要

持ち主が分からない年金加入記録について、「ねんきんネット」から、氏名・生年月日・性別による検索を行えるサービスを平成25年1月より開始しています。

※過去に異なる氏名（旧姓等）や生年月日で届出をされた方、氏名に別の読み方がある方は、その情報でも検索可能です。

ご自宅など

①条件を入力して検索します。  
氏名、生年月日、性別

②条件に一致した記録の有無が表示されるので、参考情報(※)を入力し、結果を印刷します。  
※厚生年金...当時のお勤め先名称を入力  
国民年金...当時の住所を入力

ご入力いただいた検索条件と一致する記録があります。

③年金事務所や、街角の年金相談センターに、印刷した検索情報を持参します。

・年金事務所  
・街角の年金相談センター

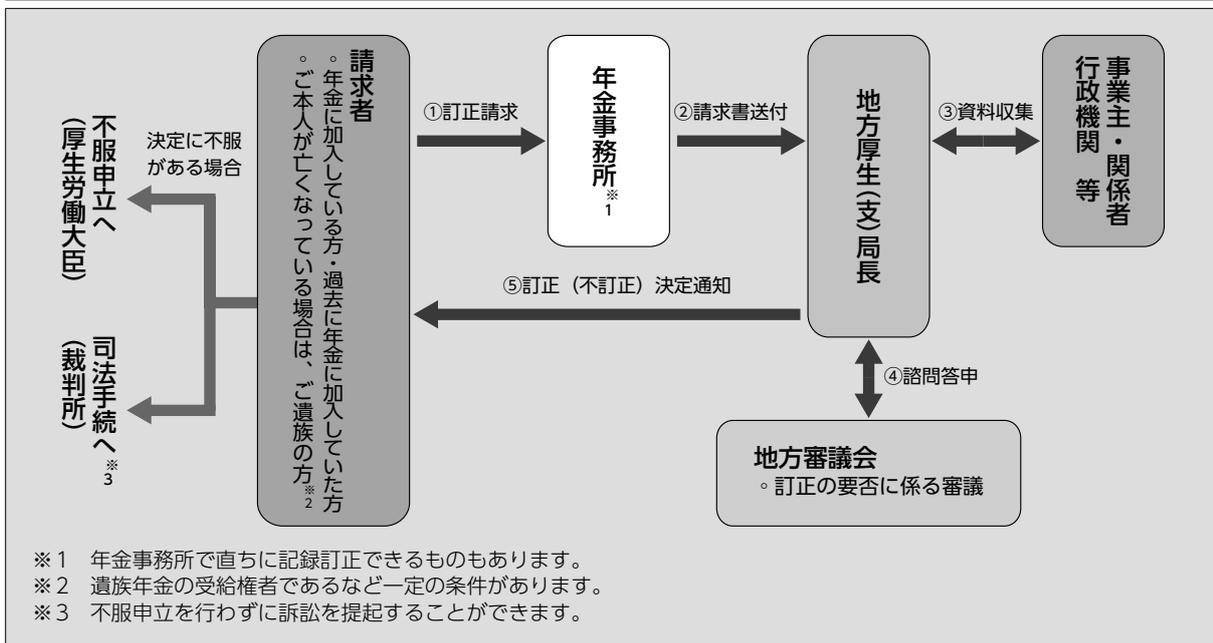
④ご本人の記録であるか、確認いたします。

#### (4) 年金記録の訂正手続

2014（平成26）年6月に年金事業運営改善法が公布されたことにより、総務省に設置された年金記録確認第三者委員会におけるあっせんの仕組みに代わり、年金制度の手続として年金記録の訂正を請求する仕組みが創設された。

具体的には、年金記録の「訂正請求」がされた場合には、厚生労働省（地方厚生（支）局長）は、様々な関連資料や周辺事情を収集・調査し、最終的に、国民の立場に立って、公平・公正な判断を行う地方審議会の審議結果に基づき、訂正、不訂正等の決定を行うこととなった。この「訂正請求」の手続が法律に規定されたことにより、地方厚生（支）局長の決定に不服がある場合は、行政不服審査法に基づく審査請求を行うことや決定の取消を求める訴訟を提起することが可能となった（図表5-2-5）。

図表5-2-5 年金記録の訂正手続の実施



これにより、年金に加入している方（過去に加入していた方を含む。）やご本人が亡くなっている場合のご遺族の方は、国民年金及び厚生年金保険の年金記録に誤りがあると思ったときは、厚生労働大臣に対し訂正を請求することができるようになり、2015（平成27）年3月1日から年金事務所で受付を始め、各地方厚生（支）局において処理を進めている。

2018（平成30）年3月末時点で年金事務所が受け付けた訂正請求の件数は18,429件（国民年金事案1,868件、厚生年金保険事案16,561件）となっている。受け付けた件数のうち、17,470件の処理が完了しており、12,904件（地方厚生（支）局で訂正決定したもの3,516件、日本年金機構で記録訂正したもの9,388件）の年金記録が訂正されている。